



平成 18 年 6 月 23 日

各 位

住 所 東京都練馬区北町 3 丁目 10 番 18 号  
会社名 日本高純度化学株式会社  
代表者の 代表取締役社長 渡 辺 雅 夫  
役職氏名 (コード番号 4 9 7 3 東証第一部)  
問合せ先 経営企画室長 内 田 薫  
電話番号 0 3 - 3 5 5 0 - 1 0 4 8 (代表)

## 新株予約権の消却に関するお知らせ

下記の新株予約権（平成 16 年 7 月 1 日発行）につきましては、平成 18 年 6 月 24 日付をもって、会社法第 287 条に従い「新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなった場合に該当するため新株予約権は消滅することになりましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 消却に至った経緯

新株予約権の割当を受けた監査役が平成 17 年 6 月 24 日付で任期満了により退任したことに伴い、当該新株予約権の行使条件（下記ご参照下さい）において、権利行使期間はその地位を喪失した後 1 年間とされているため権利行使ができなくなりました。また、会社法第 287 条により「新株予約権者が権利行使できなくなった場合は当該新株予約権は当然に消滅する」との条項にも該当いたします。

#### 2. 消却する対象となる新株予約権の概要

株主総会の特別決議日	平成 16 年 6 月 25 日
新株予約権の数	16 個のうち 10 個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	32 株のうち 20 株
新株予約権の行使時の払込額	1 株当り 330,000 円

新株予約権の行使期間	平成 18 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 株当り発行価格 330,000 円 1 株当り資本組入額 165,000 円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者が当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要すが、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。但し、その権利行使はその地位を喪失した後 1 年間とする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。但し、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。

以 上